

○ 委員長

説明が終わりましたので、基本方針の14ページまで及び本日の提出資料についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。公共施設等のあり方に関する基本方針1ページから順次おたずねしていきたいと思います。まず、この公共施設の法上の位置づけについては、自治法上はどういう位置づけになっていますか。

○ 行財政改革推進室主幹

公共施設の自治法上の位置づけということですが、行政財産とか公有財産の中で、行政財産とか普通財産とか言う色分けをしていますが、この公共施設については行政財産の一部と考えています。なお、この公共施設につきましても大多数は公の施設が対象というふうにいたしています。

○ 川上委員

この課題を検討する上で、あなた方は一番、公共施設問題を考える上で一番重視した点は何の点ですか。

○ 行財政改革推進室主幹

今のご質問ですが2ページから基本方針策定の背景、必要性ということで掲げています。厳しい財政状況等以下先ほども説明をいたしました。この公共施設の統合整理につきましては、市町合併の最大のメリットのひとつと考えています。あくまで行革の推進だけではなくて、市町合併によりましてひとつ大きなものが組織機構の簡素化、効率化というものと公共施設の統合性というふうと考えています。

○ 川上委員

昨年、第一次飯塚市総合計画を策定しましたね、10年後本市は13万人の人口を抱えて、本当にみんなが住みやすいまちをつくるんだということを謳ってるわけですが、基本的にはその飯塚市というのは、10年後の飯塚市というのは株式会社飯塚市ではないんですよ。地方自治法上に位置づけられた地方公共団体であって、その目的とするところは住民の福祉の増進にありますね。この公共施設というのは住民の福祉を増進する拠点でしょ、この拠点をどうするかという事がこれを調査審議する上で押えるべき大事な点だと思うんです、そういうふうなことは考えられませんでしたか。

○ 行財政改革推進室主幹

今言われましたような部分は当然考えた中で検討いたしています。

○ 川上委員

それでは、8ページに参考として地方自治法の第244条第1項が抜粋紹介されていますね、この中で住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための云々というふうには書いてあります。ここ以外で住民福祉の増進という言葉が、この基本方針の中のどこにありますか。

○ 行財政改革推進室主幹

この公の施設につきましては自治法の244条それから244条の2に規定されています。当然住民の方の福祉の増進のために設置されたものであります。それは当然でありますので、そのあとの分についてはそういう住民のための福祉の増進という記述はございません。

○ 川上委員

ですから、この参考資料であげられた法の紹介以外のところでは住民福祉の増進という言葉が全然ないということなんです。非常に珍しい基本方針なんです。実施計画ではないんです、基本方針の中にそれが無いということを確認しておく必要があると思います。

そこで4行目から「しかしながら」とあります。ここは財政問題から行財政改革積極的に取

組んでいるという状況説明をあなた方がしたところなんです。ここで、財政危機の要因について半年前の総合計画の記述と要因が変わっているところがあるんですよ、順位が、どこが変わってるんですかね。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:24

再開 11:37

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

市の総合計画につきましては、その計画策定の背景では、まず最初に少子高齢化とか高度情報化等の記載をいたしていますが、公共施設等のあり方に関する基本方針これにつきましては行財政改革大綱に基づいて策定したものであります。本市の財政状況、特に地方交付税の削減等についてまず最初に記述をいたしています。

○ 川上委員

そうなんです、総合計画の2ページには予想を超える少子高齢化社会の到来、環境問題への関心の高まりなど社会経済情勢が大きく変化する中、市民ニーズの高度多様化や新たな課題など行政需要は増大し、また国の三位一体の改革による地方交付税の大幅削減など、本市を取り巻く環境はますます厳しくなりと、本市財政は危機的状況となっていますと書いてあるんですね、ですから、これ半年前の認識だとおもうんですね、これが半年間の間にここに書いてあるように国の三位一体の改革による地方交付税の大幅削減というのが非常に大きいんだということがクローズアップされてるんだというふうに思うわけです。そこで、この間、国の三位一体改革による地方交付税の削減額ということについては報告があっていましたが、18年度単年度で23億ということでしたけど、改革期間の平成16、17、18の3カ年ではどうかということになりますか。

○ 財政課長

16、17の数字をこちらの方で資料としては持ち合わせていませんが、18年度は委員のおっしゃるとおり23億9千万ほどの影響額が出ています。

○ 川上委員

感想的になりますけど、合併後の平成18年度から5カ年で行財政改革の効果目標を129億円とすると、それに対して2カ年で63億円効果が表れているというのが議会での答弁だったので17年、16年遡って行けば数十億円規模の削減というふうに見て取れると思います。何のために市民と市職員に犠牲を押し付けて行財政改革をやっているのかということになるわけですね。そこで、また目をここに戻しますが、この財政危機の原因についてここでは収入が不足していることについては書いてあるんですね、ところが支出について述べていないんです、ここでは、支出についての影響についてはどのように考えられてここに書いていないのかお尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

最初に説明しましたが、このはじめにつきましては基本方針を策定する目的、主旨的なものを書いていますのでその財政状況、歳出の状況についても詳しくは記載はしていません。

○ 川下委員

詳しく記載していないのではなくて、観点がないんですよ、ここには。収入が不足しましたと、そして財政危機になっていますと書いてあるんですよ。一言で言えば。支出のことは書いてないでしょ。書いてますか。

○ 行財政改革推進室主幹

記載はしていません。

○ 川上委員

観点が欠落しているんです。この間何度か予算特別委員会含めて予算議会で本市財政の苦境の原因はどこにあるのかをたずねてまいりました。何度も答弁があっっています、どういう答弁でしたか。

○ 行財政改革推進室主幹

すみません、もう一度質問を。

○ 川上委員

この中に、財政危機の原因として収入が不足したというのは書いてありますね、ところが支出がどうかということの観点が欠落しているでしょ。しかしあなた方は予算議会、特別委員会などにおいては本市財政の苦境の原因についてちゃんと収入の問題と支出の問題と両方から答弁してるじゃないですか。支出のほうについてはどういう答弁をしていたか聞いてるんです。

○ 行財政改革推進室主幹

今までには歳入の関係、歳出の関係、答弁、一般質問等や予算特別委員会等では答弁いたしております。この中で全然記載がないということですが、2ページの厳しい財政状況の中では今後も行財政需要がますます増えてくるということで今後のまちづくりを見据えた中で子育て支援とか教育とか福祉とかいうことを含めた中で行財政需要が増えてくるという記述はいたしています。

○ 川上委員

どうしてここで書かないのかということをおさきから聞いてるんです。あなた方は市長も何度も答弁されてるでしょ、その過去の借金ですよ。過去の借金返済が増高していて、これも大変な支出になっているということをいっていませんでしたか。

○ 行財政改革推進室主幹

今までの飯塚市の財政状況として答弁する中では当然公債費の増大等については答弁はいたしています。

○ 川上委員

一貫性がないですね。どうしてこの中で過去の借金の返済が市財政が圧迫する大きな要因となっていることを書かないんですか、隠すのですか、その辺の事情を聞かせてください。

○ 行財政改革推進室主幹

別に隠したりはしていませんが、あくまでも公共施設のあり方に関する基本方針の策定にあたっての主旨等を記載していますので別に隠して記載をしていないということではございません。

○ 川上委員

欠落しているのは認めるでしょ、欠落しているでしょ。

○ 行財政改革推進室主幹

公債費等につきましては最後の資料で飯塚市の財政状況というのをつけさせていただいています。その中で公債費の推移というのを記載していますので、別に隠したりということではございません。

○ 川上委員

そしたらあなた方の中に観点がまるでないのか、隠してるなら隠してると私思いますよ。こんな、一貫性がないじゃないですか。特別委員会でも一貫して財政危機の要因を言ってきたわけだから。聞きますけど、現段階で過去の借金の返済が本市財政を圧迫する大きな要因になってること自体については認められますか。

○ 行財政改革推進室主幹

そういうものは要因のひとつだとは思っています。

○ 川上委員

じゃあ、本来なら基本方針の中にここで書き込まなければならんことだったと思います。それから続けてお尋ねしますが、何行か下に129億円の効果額を見込んでいるんだけど、今後予想される動きに対する対応が必要だということで、3つ書いてあるんですね。ひとつは地方交付税の更なる削減、二つ目が国の制度改革などへの対応、3番目は当然ですが新たな行財政需要の発生ということが書いてあるんですが、この地方交付税の更なる削減というのはどのように見ておられるんですか。

○ 財政課長

三位一体改革の影響額に加えて、18年度に策定しています財政シュミレーションとの比較におきましても20年度の当初予算と比較しましても4億ほど減額したところで推移しています。そういった予測し得なかった削減額のことです。

○ 川上委員

大牟田市が昨年度を最終年度とする行財政改革をやりましたね、行財政改革目標を確か超過達成したでしょ、そうするとどうなったかという、地方交付税が減ったわけですね。もう少し正確な把握がここのところはいるのではないのでしょうか。

それから続けてお尋ねします、2ページに(2)に関わる場所なんです、中ほどに公共施設を維持管理運営するために経常的に必要な経費は18年度決算では年間約41億円に達し、一般会計決算額の7%に及んでいると、その削減が必要だということが書いてあるんですが、この41億円というのはどういう要素を入れて41億円になっているんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この年間約41億円ですが、施設の維持管理運営経費ということで人件費等は除いた中の金額でございます。

○ 川上委員

人件費は入っていないということですね。それで、使用料を取ってありますでしょ、使用料は全体でどれくらい入っていますか。

○ 行財政改革推進室主幹

今、その数字、収入については把握はいたしていません。

○ 川上委員

出納閉鎖も終わっていますが、19年度がどのくらいになるか見通しが、数字がわかりますか。

○ 行財政改革推進室主幹

今は把握はいたしていませんので、あとで答弁させていただきたいと思います。

○ 川上委員

じゃあ、お願いいたします。それからですね、その下に公共施設は昭和40年代から50年代にかけて建設されたものが多くというように書いてありますね、例えば小学校、中学校などを見ますと、旧市町ごとにかなりアンバランスがあると思うんですよ。大体この辺は、大まかに言うとうどんという特徴が出ていますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:54

再開 12:59

委員会を再開いたします。

○ 財政課長

午前中保留していましたが、使用料の額について説明いたします。平成19年度の決算統計これまで確定してませんが、速報値ということでご理解いただきたいと思います。公共施設だけという区分はありませんが、決算統計の区分の中で使用料の総額としましては12億242万9千円が使用料として上がってきます。この中には授業料ですとか、保育所の使用料—保育所の使用料は2億3千万円ほどあります、それと公営住宅の使用料が6億ほどありまして、それ以外のその他の使用料として3億5千万円ほどあがっています、この中に公共施設の使用料ですとか市有土地の使用料、道路占用料が含まれています。それと午前中、交付税の大幅な削減ということでの説明の補足をさせていただきます。総務省が示しました平成19年度から平成21年度までの交付税の推計といたしまして、総務省のほうでは平成19年度にマイナスの1.3%の減額で推計されていました。実際に本市の方で19年度対18年度の交付税の額といたしましては6億7千万円ほど減額されておりまして、率にして4.9%の減額となっていますので、こういうことから更なる削減という表現をさせていただいています。

○ 教育総務課長

学校を例にということでございますので、小中学校の旧市町ごとの建設年度を申し上げます。旧飯塚市が小学校で昭和37年から59年度の建築でございます。また旧穎田町が昭和48年、49年、旧筑穂町が統廃合の関係もございますが昭和60年から平成16年、旧庄内町が昭和45年から56年、旧穂波町が昭和58年から平成17年でございます。特徴といたしましては旧筑穂町、旧穂波町が比較的新しい施設となっています。中学校につきましては旧穎田町を除きまして全地区ともほぼ昭和40年から50年代に建築された施設であります。また特徴としましては一部ですが旧穂波町につきましては教室等をおもに建替えています、旧飯塚につきましては体育館等の施設からさきに建替え改築を行っている関係があるというような特徴もございます。また合併前の市町の方針や財政状況によるところでございますので、その建替え時期とか何から先に建替えるというのは承知していませんが、推測としましては戦前戦後の木造建築の建替え時期が昭和40年から50年代に重なったのではないかと推測されることです。また、飯塚市におきましても景気の上昇等でオートレース場の収益等もあったのかもの知れませんがそういうこともありまして昭和40年から50年に建替えられたものと推測されます。またそこにも記載がありますが昭和56年以前の建築基準法で建てられた建物については現在耐震診断を進め、必要に応じて耐震補強工事を実施しているところです。

○ 川上委員

分かりました。5ページに基本方針の位置づけ、対象、期間というところがあります。そのうち(3)基本方針の計画期間というところがあります、基本方針は平成20年度を初年度とし、第1次総合計画と整合性を図るため平成28年度までの9年間を計画期間とします。ただしこの基本方針に基づいて策定される実施計画では合併特例債の活用できる期間を踏まえ実施予定年度等を検討する必要がありますというふうに合併特例債を財源としてあり方検討を進めると書いてあると思うんです。それで合併特例債、改めてお尋ねしますが上限はいくらになっていましたでしょうか。

○ 財政課長

資料を手元に持っていないので正確な数字はあれですが—事業ベースで470億程度だったと記憶しています。

○ 川上委員

合併協議の過程では534億程度が上限になっていませんでしたでしょうか。

○ 財政課長

国勢調査の人口によりまして基準額が賛成されますので平成17年の国勢調査の人口ではじ

きなおした数字でございます。

○ 川上委員

470億上限ということなのですが、現在の利活用状況はどうなっていますか。

○ 財務部長

合併特例債について補足説明させていただきます。合併特例債については、ハード事業とソフト事業があります。質問者が先ほど申されました530億というのはソフト事業も含めた数字で、基金増勢のために事業費40億の分が38億の合併特例債が許可されています。それで18年度にその38億を含めまして41億3740万円、19年度に2億6510万円、20年度につきましては15億8900万円の予算を計上しています。

○ 川上委員

そうしますと、約60億、利活用しているということになりますね。これは530億のうちその額ということでいいんですか。

○ 財務部長

そのとおりです。合併特例債につきましては原則として事業費の95%、企業会計の事業につきましては事業費の100%が充当になっていますので、事業費イコール合併特例債ということではありません。若干、5%減額になる部分もありますし、100%認められる分もあります。

○ 川上委員

そうしますと、私なりに整理しましたら、合併特例債上限は約530億としまして、現在までに約60億利活用しているので、残る利活用の上限というのは470億くらいという理解でいいですか。はい、分かりました。

続いて9ページの中ほどに(3)で利用者の視点に立った施設運営の改善というところがあります。中ほどに、「また」と書いて、5行目ですか、従来の年齢や利用者を限定していた施設については法令等による制限や施設の運営状況から設置目的外の活用が不適當の場合を除き、施設の運用方法や利用要件等の見直しを行いながら利用制限を緩和廃止し、市民利用の更なる拡充を図る必要があると書いてあります。こここのところを少し説明していただけませんか。

○ 行財政改革推進室主幹

この中段の方に記載いたしております従来の年齢それから利用者の限定した施設等についての更なる利用率を上げるために、例えば児童センター等であれば通常であれば午後からの利用になりますが、午前中に使うことが出来ないかどうかとかいう検討も必要になってくるかと思えますし、色んな施設の有効利活用について検討したりとかですね。例えばサンアビリティー飯塚あたりは身障者の施設ですが一般健常者も含めた中で利用拡大ができないかというようなことも含めた中で相対的に検討をして行くということで記載をいたしております。

○ 川上委員

それでは、10ページ、上のほうに(5)があります。配置転換後の施設や空き余裕スペースの有効利活用と書いてあるわけですね、私はこれを読んでいまして少し、合併前のことになりますけど、旧飯塚の行財政改革で廃止した中央保育所及び跡地の問題ですね、何度も言うことなのですが、教訓を踏まえておく必要があるんじゃないかと思うんです。ここについては中央保育所のあとの施設、跡地はここで書いてあるような方向で利用されていたんじゃないですかね。ところが行革だということでそれが廃止変更になっていくということがあると思うんですがこの辺については何か考えることがないですか。

○ 行財政改革推進室主幹

配置転換後の施設や空き余裕スペースの有効利活用ということで記載をいたしていますが、

適正配置後に廃止になった施設等につきましては地域とか関係団体との意見を聞きながら、例えば無償で貸与とか言うこともありましようし、必要がなければ売却ということも考えられますけど、その地域の方々、関係団体等の御意見等を聞きながら総合的に判断をしていきたいというふうに考えています。

○ 川上委員

私は中央保育所跡地の現在のスペース、リプロックス社が購入した土地なんですが、ここ今も報告がないんですが以前現職の市議員が使っているという状況を把握して是正を求めたことがあるんですが、その後こうなったという報告はないんですね。それで、そういうような曖昧な状態のまま、市としてこの(5)で書いてあるようなことが出せるのかと、こういうことも是正しきれないならこの有効利活用というのはそういうことが起こっても仕方がないという事になりはしないかと思うんですね、その辺についてはどうお考えですか。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほど中央保育所の跡地のことを言われましたが、たとえば旧鯉田幼稚園あたりは集いの広場いづかという形のなかでボランティア団体による子育て支援あたりも、無償で貸与した中で活動をしていただいています。今後ですねこの基本方針に基づいて実施計画を立てていくわけですけど、そういうことが無いような形の中で検討をしていきたいというふうに考えています。

○ 川上委員

あなた方が市民の反対を押し切って、鯉田の公立幼稚園を幸袋幼稚園に統合したのは皆が知ってることなんですけど、そのあとをどう利用するかということはあるでしょう。しかし、今聞いたのは中央保育所の跡地の現状を反省しないでこういう方向を打ち出せるのかと、本当に。これはどういう反省をされてこういうことが書かれているんですか。

○ 財務部長

中央保育所につきましては、廃止後については処分するというので当初は計画をしましてその方針で参っていましたが、それで処分できない状況がありまして、地元から処分するまでは地元で活用できないかという要望が・・・(ちょっと・・・(声あり))

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:15

再開 13:15

委員会を再開します。

○ 財務部長

中央保育所につきましては、廃止の方向が出ましたときに跡地をどうするかということについては処分するという方向で決定いたしました。で、処分するまでの間、空きスペースになっていましたので地元から要望が出まして、処分するまでの間使わせてもらいたいということで、当分の間ということで使用してもらったわけです。処分する方向が決まりまして、それで利用者についても退去してもらいまして、先ほど言われましたようにリプロックスに売却したわけです。リプロックスが不幸にして倒産という形になっていますが、これは反省というより当初の方針通り処分して、その結果として現在に至っていると言うふうに認識しています。

○ 川上委員

現状も当初の方針通りと、止むを得ないという答弁ですか。

○ 財務部長

そのとおりです。

○ 川上委員

ここで資産として最大限の有効利用を図りますと書いてあるでしょ、中央保育所の跡地は2400万円で売ったんでしょ、それが最大限の有効利用であったかどうかね、そしてその会社が売却した会社がもう動けなくなって現職の市議会議員が駐車場代わりに使っているというのが目の前にあって一言も反省がこの場でも出てこないという上でのこういう有効活用というのであれば、市長、これはもう少し検討しなおさないといけないんじゃないですか。どうですか。

○ 財務部長

先ほども申しましたように、質問者申されますように現職の市議会議員さんが利用されているという状況を私たちは把握いたしていませんが、処分いたすときには市の有効活用ということで処分したわけですので、結果として今、不幸にして先ほども申しましたように倒産という形になっていますけど処分した時点では有効ということに判断して処分したわけでございます。

○ 川上委員

私はね、繰り返しませんけど、その仮にも住民の福祉の増進を図るべき拠点足るべき公共施設の今後のあり方を巡って政治家だとか市が特定の関係を結んで優遇するというようなことが今後あるとすれば、そういう批判を市民から浴びるとすれば大変なことになると思うんですよ、だから目の前にある問題についてはきちんと解決して教訓を明らかにしないといけないんじゃないかという指摘をしたんだけど、財務部長は現状を把握していないといわれましたけどね、執行部不統一じゃないですか、どうですか。

○ 経済部長

市議会議員の方が駐車場を使っているということですが、以前もそういう指摘があつて調査しています。昼間は現時点では停まっておられません。夜間については調査していませんので把握していませんが、昼間についてはそういう関係の方の車両は停まっていないということです。

○ 川上委員

昼間も停まっていますよ。ちゃんと駐車許可証をもらっているじゃないですか、リプロックス社から。私は本人から聞いてるんだから。だから、その辺で曖昧さを残すようなことで公共施設のあり方基本方針とかいうのが進められるのかと思うんですよ。

それから同じく10ページの8番、市民負担の公平性の確保についてです。この間、合併後ですね、平準化だとか色んな言葉を使って使用料だとか住民負担が高くなる方向で統一を図ってきてますね。その流れの中で、公平性の確保と、今度言葉を使うんだけど、それで市民負担をあげるということでは市民は納得いかないと思うんですね。たった今指摘したような問題も解決しきらないで、住民負担が上がるような統一の仕方ということであれば納得いかないわけですけど、この辺はどういうふうにお考えですか。

○ 行財政改革推進室主幹

市民負担の公平性の確保ということで記載をしていますが、今現在でも公の施設、同じような性格の施設であっても旧1市4町から引き継いだままで料金が統一できていない施設等もございます。また、施設を利用していない方もたくさんおられます。そういう中で維持管理経費については当然市民の皆さんの税金が投入されることになりますので、そういうことも含めてですね、当然利用者増に向けたPRとか色んな利用率の向上に向けた施策も展開していきたいとは思っていますが、利用者、利用していない方の公平性を考えた中で今後負担のあり方については検討していきたいというふうにお考えしています。

○ 川上委員

私は、市長が今進められている行財政改革の方針というのは基本的には住民と市職員を犠牲にしながら、一方で大型開発の無駄を進めるというような意味合いにおいて反対だという態度でずっといつてきましたね。今回の公共施設等のあり方に関する基本方針というのがそういう

立場からの行革の路線の上にあるというのは書いてあるわけですが、日本共産党としてはその路線のもとであっても、公共施設が住民福祉の拠点として役立つようになるように少しでも論戦していきたいと思います。本日の質問はこれで終わりたいと思いますが、次回以降個別に質問していきたいと思います。質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質問はありませんか。

○ 江口委員

このスケジュールでは第1次実施計画が9月に原案が示され11月末にむけて審議されるという形でしたよね。この中で、このあり方を検討した結果、どのくらいの財政効果が出る等々の試算が必要になってくると思うんです。全般を見直しをして、1次計画、2次計画で全体をやってしまうわけですよね。ある意味この部分は一番最初に書いてあるように財政の部分の必要性から出た部分があります。そうするとこの計画をきちんとやり上げることで、どのくらい財政は好転をするんだよと、飯塚市はきちんと自立できるまちへ一歩進むんだよという部分を明らかにする必要があると思うんです。今の段階はたぶん出来ていないんだろうと思うんです、それはある意味公共施設という部分に着目をしながらじゃあどうしようかという、まず、皆さんの思いを集めたところからスタートしたと思うんです。ただ、これを実施計画に落とし込むとき、そのときには必ず費用の部分が出てこなくてはならないと思うんですが、それについてはきちんと示されるという理解でよろしいでしょうか。

○ 行財政改革推進室主幹

適正配置、統合整理等に伴って、当然経費を削減する形になると思いますが、今言われましてように現時点では削減の見込み額というのは立てておりません。当然、適正配置、統合整理等に伴いまして、仮に存続なり、統合複合化等が出てくるとは思いますけど、その中では当然大規模改修工事なり建て替え等が発生してまいりますし、削減できた経費の一部については、一部市民サービスの向上辺りに回すような形になってくると思います。それで実施計画を立てる段階で、例えば削減できた経費をこういう事業に展開しますよというような具体的なものが出てくるかというのは今の段階では予想できていませんが、概算でも、出来るだけ実施計画を立てる段階ではお示しできたらというふうに考えています。

○ 江口委員

是非、その部分をきちんとやっていただきたいと思うわけです。これから先、具体的な話を市民の方々に示しながらやるわけですよね、そのときに必ず、これだけやってどのくらいよくなるのかという話になるかだと思います。この計画による効果の見込み額、そしてまた目標ですね、まず、市としては今回の計画でどこまで前進しようとするのかそしてまた、この計画でどのくらいを見込めるのか。もうひとつは計画の中で先ほど特例債の話が出ました、その特例債をおおよそどのくらい使っていくかと思うのか、そこら辺等もきちんと併せた中で示していただかないとゴールが見えないままでは安心できません。是非、ゴールを見せながら市民とお話をさせていただきたい。それは9月ないし10月、11月でも結構ですので第1次の実施計画が策定されて示されるときには、概算でいいと思います、詳しい数字は勿論出ないと思いますが、概算については示していただいでやっていただきたいと思います。

あともう1点、原案については、第1次実施計画の原案については、行政内部で作るものと理解してよろしいのでしょうか。

○ 行財政改革推進室主幹

9月末に作成予定の実施計画の審議のたたき台となる素案につきましては、議会や市民の皆さんの意見等を聞いた中でたたき台となる素案は行政の方で作っていききたいというふうに考えております。

○ 江口委員

その部分で意見を聞きながらというお話でしたが、たぶん意見を聞きながらというのはタウンミーティングなり何なりである意味ザアツとした形で寄せられた要望等を加味しながらという形だと思うんです。でも、そうではなくて例えば学校をここからこの部分だけ減らさなくちゃならないとかですね、地域の分を複合的な施設にとかいう形がありますよね、じゃあ、ある意味地域の方々にあなた方の周りにはこれだけのやつがあるんですよ、これをどうやってうまくまとめましょうかという話も含めてやっていただくという部分も、ある意味市民の参画という部分では、そしてまた市民の政治的な成熟という部分で寄与する部分があると思うんです。そういった手法をとることについては考えておられなかったのかどうかお聞かせいただけますか。

○ 行財政改革推進室主幹

この基本方針を3月に策定したわけですが、その後、各施設の所管課においてこの基本方針を地域、関係団体等に丁寧に説明していただくようにお話をしています。それが大体5月6月という形の中でされてあると思っております。今言われましたように、施設によっては、例えば学校等であれば保護者の方もあってありますから、そういう保護者の集まりの際とか、市民懇談会とか意見交換会とかそういう中で基本方針を説明した中で、色んなご意見を吸い上げていきたいというふうには考えています。

○ 江口委員

今の話ですと、それぞれの所管課でやるという形になりますと、ある意味住んでおられる方々が、それぞれの、ある意味分野ごとに断ち切られている、縦に切られて行く感じがするわけです。けどこの公共施設のあり方というのはある意味地域的な全部の分野にわたる部分ですよ。ですから縦に割るのではなくて、ある意味地域でくくる作業が必要なんだと思っています。是非その点についてご検討した上でやっていただきたいということを要望いたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかに質疑なし )

ほかに質疑がないようですので、おはかりいたします。公共施設等のあり方については継続審査とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

異議なしと認めます。よって公共施設のあり方については継続審査とすることに決定いたしました。これもちまして公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。お疲れ様でした。